

令和5年度 第3回 豊能町人権問題審議会 議事概要

開催日時	令和5年11月27日(月) 午後2時00分～午後3時45分
開催場所	豊能町役場 第1・第2会議室
出席委員	有澤 知子 委員(会長) 長越 利秋 委員 新倉 英俊 委員 丸尾 裕美子 委員 相澤 由依 委員
欠席委員	木田 正裕 委員(副会長) 上野 智子 委員
事務局	小森 進 (生活福祉部長) 萩原 哲也 (生活福祉部住民人権課長) 井上 直彦 (生活福祉部住民人権課課長補佐)
傍聴者	5名
次第	1. 開会 2. 案件 (1) 第3次豊能町男女共同参画プランの素案(修正案)について (2) 今後のスケジュールについて 3. その他
配付資料	資料1 第3次豊能町男女共同参画プラン(素案) 資料2 前回からの主な変更箇所一覧 資料3 変更箇所一覧 参考資料 資料4 第3次プラン策定までの今後のスケジュール(案)

## 議 事 の 経 過

発 言 者	発 言 の 内 容 等 (要 旨)
事 務 局	<p><b>開会</b></p> <p>委員 7 名中 5 名出席により会議成立の報告</p> <p>傍聴希望者 5 名 会長により入室許可 → 傍聴者入室</p>
会 長	<p>「案件 1 第 3 次豊能町男女共同参画プランの素案（修正案）について」の説明を願う。</p>
事 務 局	<p><b>第 3 次豊能町男女共同参画プランの素案（修正案）について</b></p> <p>資料 1～資料 3 により説明</p> <p>資料 1 は修正反映済み、資料 2 は変更箇所一覧、資料 3 は修正箇所を抜粋し着色表示</p> <p>3 ページ、「豊能町の動き」中、年代が前後していた箇所を修正</p> <p>更に、前回の審議会での意見を踏まえ「豊能町人権まちづくり協会」の活動を記載</p> <p>6 ページ、SDGs の目標「ジェンダー平等を実現しよう」のアイコンを記載</p> <p>7 ページ、意識調査の回収実績について、「配布数（回収数）」の順を「回収数（配布数）」に修正、更に、年代別の回収率を記載</p> <p>8～26 ページのグラフ中、枠内に記載の条件等の説明文を枠外に移動</p> <p>小さく見づらかったグラフの凡例をスペースの許す限りにおいて拡大。他の部分の文字の大きさはこれ以上の拡大が困難であった。</p> <p>30 ページ、「(1) 男女共同参画についての理解の推進」に「豊能町人権まちづくり協会」に関する項目を記載</p> <p>33 ページ、②の「適材適所の活躍機会の確保のための性差の正しい理解」という文章について、前回の審議会で「適材適所」や「性差による向き不向き」という表現が男女の固定的な役割分担に繋がりがかねない、といった旨の指摘を受けたことを踏まえ、「性別にかかわらず誰もが活躍できる」ということを表現する文章になるよう修正</p> <p>41 ページ、「(4) 防災における男女共同参画の推進」について、防災、避難所運営といった施策は総務課と住民人権課だけでなく、保険課や健康増進課など、他の課も関係するといった意見を受けたが、これらの課だけでなく、緊急時にはあらゆる分野間での協力・連携が必要になると考えられるので、簡単な表現になってしまうが「関係各課」という文言を追加した。</p> <p>46 ページ、メールやラインで相談できる機関など、相談機関に関する情報を追加。住民人権課でもメールで相談を受けることは可能であるのでアドレスを記載した。</p> <p>47 ページ、「DV相談から支援につながる流れ」としていたフロー図を、大阪府作成の図を参考に「DV被害者への支援の流れ」として新たなフロー図に修正し記載</p> <p>49 ページ、年表の豊能町の部分に項目を追加</p> <p>予定では今回がパブリックコメント前の最終の審議会である。パブリックコメントで提示</p>

	<p>する案を固めるため審議いただきたい。</p>
委員	<p>47 ページのフロー図、相談担当者向けかDV被害者向けかがわかりにくい。</p> <p>「近づいて欲しくない」から保護命令申立の矢印が直接地方裁判所に行っている。近づいて欲しくない、という人が直接地方裁判所に行くことになるのか。</p> <p>担当者からすればそういう流れになることは分かるが、被害者本人がいきなり地方裁判所に行くことはハードルが高い。本人が直接地方裁判所に行き、DVを受けているので保護命令を出して欲しい、という申立てはできるのか。</p>
会長	<p>まずは警察や配偶者暴力相談支援センターに相談に行き、地方裁判所に対しての申立てを書くことになる。被害者が警察や配偶者暴力相談支援センターに証明してもらいながら申立書を書き、その申立書が地方裁判所に行き、地方裁判所が保護命令を出す、という流れである。被害者本人から直接出すのではないので、この図の書き方は少し異なる。</p> <p>保護命令を出す時は配偶者暴力相談支援センターか警察かのどちらかの支援を受けることになるので直接ではない。</p> <p>大阪府のリーフレットではこのような形になっているが、実際は警察や配偶者暴力相談支援センターを経由する。経由したうえで地方裁判所に行く、という形にすれば良い。</p>
委員	<p>相談担当者からするとこのルートは分かるが、被害者からすると、地方裁判所まで直接の矢印が1本あるだけで、分かりにくい。</p>
事務局	<p>暴力を受けて身の危険を感じるような時には保護命令申立という流れになると思うが、最初は相談することから始まる。大阪府のものを参考にしてこのような図になっているが、確かに最初から保護命令申立ということはない。相談をした上で、それでも自分の身体が危ないとなった場合に保護命令を出してもらうことになる。</p>
委員	<p>被害者本人が地方裁判所に行くとなればハードルが高い。真ん中の3ヶ所（配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村相談窓口）を通過して地方裁判所に行くということがわかる形にすれば良い。</p>
事務局	<p>DV証明がないと保護命令を申し立てるにしても証拠書類がない。被害者が地方裁判所に申し立てるということでこういった表になっているが、実際は申し立てる前には相談し、DV証明を取る、といったことから始まる。図にすると書き方は難しい。</p>
会長	<p>相談機関の枠を広げ、そこを通過して保護命令に繋がるという図にできれば良い。警察や配偶者暴力相談支援センターの証明は必要で、確かに直接地方裁判所に行くわけではない。</p>
委員	<p>他の機関が作成したものを参照しているのであれば資料の出典を記載すれば良い。</p>
会長	<p>出典は書いていただきたい。弁護士がついている場合や公証人役場を通せば直接の場合も</p>

	あるかも知れないが、自身も、通常は直接ではないという理解である。
事務局	本人から申し立てるという意味でこういった図になっていると思うが、実務としては先ほどの話のとおりである。確認し修正する。
委員	第1章の「1 計画策定の背景」については西暦のみの記載で、他は西暦と和暦を併記しているのはなぜか。
事務局	当初はすべて併記していたが、文章内に括弧書きが多数あると読みづらいとの意見があり、また、世界の動きを和暦で表すのも不自然ということもあって、世界、国、大阪府、豊能町のそれぞれの動き、その繋がりをよりつかみやすくなるようにという目的で、この部分については西暦のみとした。 併記することで情報が多くなりかえって分かりにくいというのものもある。年表も載せており、文章の中では併記しない方が良いのかとも考える。
会長	世界の動きから豊能町の動きまでの部分は西暦だけでも分かりやすい。また、年表もあるので分かりやすい。計画策定の趣旨や計画の期間など、和暦を入れても良い、入れる方が良い、といった部分もある。
委員	どちらかに統一すべきである。 → 審議会後、改めて協議の上、プラン全体をとおして「西暦（和暦）」の順での併記に統一する（参考資料の一部を除く）。
委員	年表が2ページにまたがるが、表と裏になっており見づらい。見開きにできないか。
事務局	ページの入れ替え等により見開きになるよう修正する。
委員	29ページ、追加項目を表す◎は文の後ろでなく前に付ける方が自然ではないか。
委員	他の計画で後ろに付いている場合もある。
事務局	方法は色々あるが、より見やすくなるよう修正する。
委員	最終版はカラーで印刷するのか。グラフはカラーの方が見やすい。
事務局	カラーで印刷する予定である。
委員	49ページ、年表の2ページ目についても表の一番上の見出し行を記載すべきである。各グラフについて、絶対値とパーセントの両方を表示しているが、グラフの上のメジャーがパーセントであるので、パーセントに統一し、その後ろに絶対値を括弧書きにする方が

	わかりやすいのでは。数値が二つ並んでいると見づらい。
事務局	昨年度実施した意識調査の結果報告書からデータをコピーし貼り付けている。元のデータから修正しなければならなくなるので修正は困難である。修正できない場合はこのままになることを理解いただきたい。
委員	40 ページ、基本方針 (2) の①の「主な施策の内容」で、「高齢者や障害者・障害児の権利の擁護に関する支援」、「関係機関との連携によるひとり親家庭に対する支援」、「関係機関との連携による外国に対する支援」とあるが、高齢者や障害者・障害児についてのみ「権利の擁護に関する支援」となっている。ひとり親家庭や外国人に対しては関係機関との連携による支援となっている。 外国人に対しても、権利について伝えるのに通訳者をつけるなど色々な支援が考えられるが、これも権利の擁護ではないのか。 これまでに高齢者や障害者・障害児に対して取り組んできた町や府、国の施策と関連があつて、継続して取り組むということでこういう表現になっているのか。
事務局	関係機関との連携は高齢者や障害者・障害児に対しても当然必要である。 例えば高齢者や障害者において、自身での判断が難しいといった場合のサポート、後見制度などによる支援といったことが権利の擁護であると考える。
委員	前のプランのこことここを統合した、といった表を以前に示されていたが、その中で埋もれてしまったことが顕在化しているように思う。前のプランの基本目標 4 で保健・福祉サービスの推進があげられており、保健・福祉施策の充実や高齢者の自立の推進など具体的に書かれていた。見守りをしながら政策を充実していくといった姿勢も具体的に書かれていた。自立の推進というイメージで前回は書かれていたことが統合をしたことにより書かれなくなった。
会長	自立の支援とする方が良いかも知れない。権利は国が与えるものではなく豊能町が与えるものでもない。町の計画で「権利の擁護」と書くべきなのか。
事務局	大きな意味では虐待も関わってくる。分かりやすい表現になるよう検討する。
会長	権利の擁護はひとり親も外国人も同じである。そう考えると「自立の支援」と表現する方が良いかも知れない。
委員	46 ページ、豊能町の「人権擁護委員による人権相談」や「生活・人権相談」は毎日実施しているものではなく曜日が決まっている。この書き方では一年中受け付けているように読み取れる。曜日を入れる方が良いのではないのか。
事務局	実施の曜日が不規則な場合がある。プランはこの先何年かはこのままであるので、ここに

	曜日を入れることは難しい。実施の日時は各機関による、といった注釈は記載している。
委員	注釈は必要である。「広報とよの」に掲載することも必要では。
事務局	国や大阪府の機関も含めて書いており、24時間実施している機関も中にはあるが、年度によって曜日が変わることもある。この計画書では機関の案内をしているというイメージである。人権週間などの機会に周知するという方法もある。
会長	24時間実施の機関もあれば、曜日が変わる場合もあるので、全ての記載は難しい。
事務局	「何年何月現在」と記載する方法もある。この1ページに収めるにはこのような記載になってしまう。こういった相談機関があるということを知っていただければと考える。豊能町の人権擁護委員による相談は、月に1回、現在は第2月曜となっている。
委員	広報誌をご覧ください、という方法も良いが、法務省や大阪府など、全ての機関の詳細は書きようがないという面もある。
事務局	詳細は相談の時点で確認いただく、といった形になってしまう。
委員	35ページ、「政策・方針決定の場への女性の登用の推進」の1行目、「女性の人材育成や活用」とあるが、「活用」という表現は適切か。表題は「登用」になっている。
会長	「登用」にすべきと考えるが良いか。
事務局	修正する。「登用」が続かないよう「女性の人材育成や管理職への登用」とする。
委員	LGBTQという言葉が出てくるが、最近はLGBTQ+（プラス）という表現もある。ネットで調べても自治体により様々である。当事者の方はどう思っているのか。
事務局	大阪府の最近のリーフレットではLGBTQ+になっている。この+というのはLGBTQ以外にも色々な性の考え方があるということを包括的に表しているものである。用語解説も修正が必要かと考える。
委員	用語解説にもあり、基本目標にも出てくる。当事者の方はそこまでこだわらないかも知れないが、それは分からない。
事務局	最近はこのように変わってきている。最初はQもなかった。出来るだけ新しい情報を取り入れたい。大阪府に確認を取るなど、調べたうえで必要に応じて修正する。
委員	ネットで見ても様々であり、今後もどのようになっていくのか。事務局で確認を願う。

委員	<p>働く場の男女平等と仕事と生活の調和の実現（女性活躍推進計画）の（3）政策・方針決定の場への女性の登用の推進を読むと、役場内などのごく限られた人の話であり一般的な話ではないというイメージである。</p> <p>住民意識調査で男女共同参画社会の実現に向けてどういったことが必要と思うかと聞いているので、この結論を目標として入れるべきではなか。</p> <p>質問の内容は、育児や介護のために仕事を離れた場合にフォローがあれば働けるのではないかというイメージであるので、育児や介護のための施策を充実していくという意識、住民の方だけではできない行政にしかできないプランを出すことが本当の支援ではないか。政策方針決定といった上層部の目線での話だけではなく、一般の人が働きやすい場所・環境を整えるといったような施策や方針を目標として書いていただきたい。</p> <p>今後10年間で世の中も変わると思う。女性を応援するための介護のあり方など、政策も変わるはずなので、その時には町も参画してその方向に進むというイメージで文章を載せる方が良いのではないか。</p> <p>アンケートで質問している以上はそれに応える文章が欲しい。アンケートの答えはどうだった、どこが一番多かった、何が足りないからどうすべきか、何に重点的に取り組むか、というイメージの文章が欲しい。17ページでも課題としてパートナーの家事・育児への参加、職場の理解などを書いている。意識の啓発だけでなく、制度面での取り組みなど、意気込みを書くことが出来れば良い。</p> <p>アンケートの答えがある以上、そこに対応した政策、目標を掲げるべきではないか。それが今後変わるきっかけになる。男女共同参画社会の実現に向けてどう取り組むか、こういう問題があるのでこういう方向に進みたい、という一文があれば良い。</p>
事務局	<p>34ページのワークライフバランスの部分に、総論的な書き方にはなってしまうが、関係機関への働きかけを通じて子育てや介護等の制度面での拡充を図るといったことがある。法律は国が作るものであり町は何もできないという面もあるが、その制度を取得する、活用するために何が必要かということになる。例えば子どもの話で言うと、仕事のために子どもの面倒を見ることができない、といった場合に、国からすると休暇制度があるので取りなさいということになるが実際には難しい。介護でも、ヤングケアラーの話は町ではまだそれほど大きくないように思うが、今後はそういうことにも対応しなければならない。そういった法律に則ったことを取得したり使ったりする場合に、町としてしなければならないこととして、各関係機関と連携していくということを書いている。</p>
委員	<p>国が変わり、制度ができれば、それに則ってすぐに実行できると思う。</p>
事務局	<p>男性の育児休暇の取得率は少ない。そこに何が足りないのかという話があり、国もこれを問題視して制度管理を行っていくと思うが、我々自治体ではそれを実現させるために用意をしていかなければならない。自治体の大きさや財政面などの問題もあるが、その方向性については しっかり考えながらやっていかなければならないということを示している。</p>

委 員	時代に乗ってやっていくという意気込みが感じられれば良い。
事 務 局	今後は特に介護に関することのウエートが高くなると思うが、育児に関することと両輪で考えなければならない。
会 長	「男女双方に対して」働きかけをしなければならない、ということも入れてもらいたい。
事 務 局	記載は総論的なものになっているが、豊能町のオリジナルを出すとするれば、町の実情を踏まえて、といったことも書いておけば良いと考える。
委 員	<p>35 ページの表の③で「時間外保育や一時保育、病児保育等、仕事と家庭の両立を支えるサービスの拡充」とあるが、時間外保育や一時保育は保育所に入っていれば利用は可能だが、保育所にすら入れない場合もある。</p> <p>豊能町は待機児童ゼロと聞くが、希望の保育所に入れているとは限らない。西地区に住んでいて西地区の保育所に入れたいが空いておらず、東地区の保育所なら空いている、ということがある。働きたいと思った時に希望の保育所に入れるような施策を進めていただきたい。</p> <p>学童保育も長期休暇の期間だけの利用というのが難しい。そういった声は多いので、柔軟に子どもたちを預けることができる仕組みを、町の政策として進めていただきたい。</p>
事 務 局	担当部門が異なりすぐに結論は出せないが、そういった要望は聞いており、今後幼稚園や保育所のあり方も変わっていく中で、町として考えていくべきである。
委 員	病児保育に関する相談を受けた。風邪や熱が出た初日に、休めない状況の中でも休まないといけない。2日目からはどうにか自分で対応した。1日目だけ見てもらえる病児保育があれば助かる、ということ聞いた。
事 務 局	こういったことも長年の課題である。要望があっても町としてなかなか出来ていないこともある。担当に伝えるとともに、我々も意識しながら取り組んでいく。
会 長	他になれば「案件2 今後のスケジュールについて」の説明を願う。
事 務 局	<p><b>今後のスケジュールについて</b></p> <p>資料4により説明</p> <p>今回の意見を元に、12月中を目途に素案の修正を進める。修正後の案を各委員に提示後、パブリックコメントの実施へと進める。パブリックコメントは規定に基づき30日間実施予定、1月中旬頃までには開始したい。</p> <p>パブリックコメントでの意見等を踏まえた上で、次の審議会で最終の審議をいただきたい。その後、冊子の印刷、計画期間開始へと進める。</p> <p>次回の審議会は2月下旬に実施したい。</p>

会 長	→ 次回審議会予定 令和6年2月28日(水)午後2時～ 本日の審議会を終了する。 閉会
-----	---